緑の募金緑化事業引当資金運営要領

第１　趣　　旨

公益社団法人埼玉県緑化推進委員会（以下「委員会」という。）は、緑の募金（家庭募金）を実施した市町村が行う緑の募金緑化事業（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第２条に定めるもの。）及び緑の募金緑化運動事業（以下「緑の募金緑化事業等」という。）の財源に充てるため、緑の募金緑化事業引当資金（以下「引当資金」という。）を設置し、その積立及び取り崩し等の運営は、この要領の定めるところにより行うものとする。

第２　積　　立

　　　市町村が前年度実施した家庭募金について、その募金実施年度内に緑の募金緑化

　　事業等が実施することができない場合、当該市町村は翌年度事業として引当資金の

　　積立を委員会に要請することができる。

　２　引当資金の積立は、家庭募金の実績の一定割合とする。

　３　前項の積立割合は、当分の間、家庭募金の５０％以内とし、千円未満の端数は切

　　り捨てるものとする。

　４　第１項に定める要請は、募金実施年度の１０月末日までに様式１により行うもの

　　とする。

第３　取り崩し処分

家庭募金実施市町村は第２に定める要請によって積立てられた当該市町村の積立額の範囲内において緑の募金緑化事業等の交付金を受ける権利を有する。

　２　家庭募金により積立られた引当資金の取り崩しについて、家庭募金実施市町村は

　　あらかじめ「緑の募金（家庭募金）緑化事業等交付金交付要領」に定める緑化事業

　　等交付金交付実施計画書を委員会に提出しなければならない。

　３　委員会は家庭募金実施市町村が前項の計画に従って緑の募金緑化事業等を実施する場合、当該市町村が権利を有する積立額の範囲内において、取り崩し処分するものとする。

　４　取り崩し処分する引当資金は、原則として前年度実施した緑の募金の積立額の全

　　額とする。

　５　前項の引当資金の取り崩し処分は、事業の実施が確実に見込まれる場合にするこ

　　とができる。

第４　その他

　　　この要領に定めるもののほか、必要な事項は埼玉県緑の募金運営協議会の意見を

　　聞いて代表理事が定める。

　　　　　附　　則

　　　この要領は、平成１３年度から施行する。

　　　この要領は、平成２２年度から施行する。

様式１

 　　　　年度緑の募金緑化事業引当資金積立要請書

 　　　　年　　月　　日

　　公益社団法人埼玉県緑化推進委員会

　　代表理事 　　　　　　　　　　様

 市　町　村　長　　　　　　　印

　「緑の募金緑化事業引当資金運営要領」第２の１に基づき、下記の金額の積立を要請

します。

 記

　　積　立　要　請　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

 参　考

 （家庭募金実績）×１／２＝市町村緑化事業等還元金分（千円未満切り捨て）

 積立要請額＝（市町村緑化事業等還元分）―（積立要請年度内使用済額）